

泉佐野市ふるさと納税パートナー企業登録要領

(目的)

第1条 この要領は、ふるさと納税制度による泉佐野市（以下「市」という。）への寄附促進、地場産品等のPR・販路拡大及び地域経済の活性化の相乗効果を図るため、寄附者に対し、ふるさと納税の返礼品等として地元特産品等を提供する事業者（以下「パートナー企業」という。）の登録にあたり必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「ふるさと納税」とは、個人が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき総務大臣に指定された都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附額のうち2,000円を越える部分について、寄附金税額控除により所得税と住民税から原則として全額が控除される制度をいう。
- (2)「返礼品等」とは、市が寄附金の受領に伴い寄附者に対して提供する、本市の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するもの（以下「地場産品等」という。）であって、地方税法の規定に基づく告示等により総務大臣が定める基準に適合するものをいう。
- (3)「パートナー企業」とは、ふるさと納税による市への寄附促進、地場産品等のPR・販路拡大及び地域経済の活性化の相乗効果を図るため、寄附金の受領に伴い寄附者に対して返礼品等を提供する企業・団体等であって、市内に本社（本店）、支社（支店）、営業所、工場等のいずれかを有し、国税及び地方税の滞納がなく（ただし、納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）、かつ、代表者又は役員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者をいう。
- (4)「寄附者」とは、ふるさと納税制度により泉佐野市ふるさと応援寄附金として市に対して寄附を行った者をいう。

(パートナー企業の登録)

第3条 パートナー企業の登録をしようとする者は、「泉佐野市ふるさと納税パートナー企業登録申請書」（様式第1号）に、別紙に記載する書類を添えて泉佐野市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、翌年度も継続して登録することについて市長の承認を受けた場合には、「泉佐野市ふるさと納税パートナー企業登録申請書」の提出を省略することができる。
- 3 市長は、第1項の登録の申請があったときは、その内容等を審査し、登録の可否を決定する。
- 4 パートナー企業として適当でないと認められる事由が生じたときは、市長は登録の決定を取り消すことができる。

(返礼品等の登録)

第4条 返礼品等の登録をしようとする者は、「泉佐野市ふるさと納税お礼の品登録申請書」（様式第2号）により、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 返礼品等のパンフレット類
 - (2) 返礼品等を送付する際に同封するパンフレット類
 - (3) 商品画像（市が指定する画像サイズ）
 - (4) 商品梱包サンプル（梱包状態がわかる画像の提出でも可）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定に関わらず、前年度より継続して登録することについて市長の承認を受けた場合には、「泉佐野市ふるさと納税返礼品等登録申請書」の提出を省略することができるものとする。
 - 3 市長は、第1項の登録の申請があったときは、その内容等を審査し、登録の可否を決定する。
 - 4 返礼品等として適当でないと認められる事由が生じたときは、市長は登録の決定を取り消すことができる。

(パートナー企業の業務)

第5条 パートナー企業は、市及び事務局等と連携して、次の各号に掲げる業務を行うこと。

- (1) 返礼品等の発送等
 - (ア) 返礼品等の製造・梱包・発送等
 - (イ) 返礼品等の産地や製造元、加工地等の表示
 - (ウ) 保存・解凍・調理・使用方法等の説明書やレシピ等の同梱
 - (エ) シティプロモーション関連書類等の同梱
 - (オ) その他市長が必要と認める業務
- (2) 寄附者への対応
 - (ア) 返礼品等に関する問合せ等に関すること

- (イ) 返礼品等に関するクレーム・事故等に関すること
- (ウ) その他市長が必要と認める事項に関すること

(返礼品等の費用)

第6条 市長は、「泉佐野市ふるさと納税お礼の品登録申請書」による返礼品等の提供価格に基づき、パートナー企業が発送した返礼品等の費用を支払うものとする。ただし、提供価格は、地方税法に規定する寄附金額の3割以下とする。また、定価や希望小売価格が定められている返礼品等の提供価格は、原則としてその定価や希望小売価格の9割に相当する金額以下とし、定価や希望小売価格が定められていない返礼品等やその他特別の事情があると認められる返礼品等の場合には、市と協議のうえ、別途提供価格を定めるものとする。

(パートナー企業の責務)

第7条 パートナー企業は、次の各号に掲げる事項に留意し、誠心誠意をもって業務遂行にあたらなければならない。

- (1) あらゆる法令（法律・政令・省令・条例・規則など）を遵守すること。
- (2) 返礼品等の掲載、発注及び精算など市の業務は委託事業となる場合、委託事業者の指示に従うこと。
- (3) 返礼品等の生産、製造、加工や品質等について、適正に管理すること。
- (4) 返礼品等の提供に係る事故、トラブル等に関しては、パートナー企業の責において適正に処理するとともに、速やかに市長に報告しなければならない。
- (5) 生産物賠償責任保険（PL保険等）又はこれに準じる保険に加入すること。
- (6) 電子データ（ワード、エクセル等）の送受信が可能なメールアドレス及びネット環境が整っている（もしくは今後整える予定である）こと。
- (7) 本市が提供する出荷依頼管理システムを導入し円滑に操作することが可能なパソコン環境がある（もしくは今後準備する予定である）こと。
- (8) 上記(6)(7)の環境を整えるにあたり必要なセキュリティ対策を講じること。
- (9) その他本市ふるさと納税において、この要領及び市長の指示に従うこと。

(委託の禁止)

第8条 パートナー企業は、本市ふるさと納税に係る業務を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、事前に市長の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 パートナー企業は、本市ふるさと納税に係る自社の権利及び義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、事前に市長の承諾を得た場合はこの限りではない。

(個人情報の取り扱い)

第9条 市は、パートナー企業に対し、当該パートナー企業の返礼品等を選択した寄附者に関して、返礼品等の送付に必要な情報を提供する。

2 パートナー企業は、前項の規定により市より提供を受けた個人情報を厳重に取り扱うとともに、返礼品等の送付以外の目的に使用し、または第三者に漏らしてはならない。パートナー企業でなくなった後においても同様とする。ただし、返礼品等の送付の際に自社パンフレットを同封することにより、寄附者からパートナー企業への商品申込み等で別途入手された個人情報はこの限りではない。

(その他の事項)

第10条 パートナー企業は、次の各号に掲げる事項について、同意又は留意すること。

- (1) 市のホームページ等に返礼品等の画像、商品名、企業名が掲載されること
- (2) 市が作成するふるさと納税パンフレット、カタログ、ポスター等に返礼品等の画像、商品名、企業名が掲載されること（一部抜粋して掲載となる可能性あり）
- (3) 返礼品等の発送時に、自社商品のパンフレット等を同封し、自社商品のPR・販路拡大に積極的に取り組むこと
- (4) 泉佐野市のシティプロモーション活動に積極的に協力すること
- (5) 登録申請した返礼品等を変更・取り下げする場合には、速やかに市へ報告・連絡し、承認を受けること

(申請・問合せ先)

第11条 パートナー企業の登録申請及びその他問合せ先は以下のとおりとする。

〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目1番1号

泉佐野市 成長戦略室 ふるさと創生課

TEL:072-463-1212 (代) FAX:050-3488-2033 Mail: furusatotax@city-izumisano.com